

一般社団法人 北海道医師会 代議員会議事規則

平成 24 年 9 月 16 日代議員会・総会 承認
平成 25 年 4 月 1 日社団法人より移行登記

第 1 章 議場整理

(参 集)

第 1 条 代議員は、出欠をあらかじめ議長に届けなければならない。

2 議長への出席通告は、事務局による出席の受付をもって、代行することができる。

(欠席の届出)

第 2 条 代議員は、事故のため出席できないときは、当日の開会時刻までに、議長に届け出るようにしなければならない。

2 代議員は、出席できないときは、当日の開会時刻までに、その職務を代理する予備代議員を議長に届け出なければならない。

(会議中の出席及び退席)

第 3 条 代議員は、会議中に出席したときは自らその旨を議長に申告し、又は退席しようとするときは議長の許可を得なければならない。

(議席の決定)

第 4 条 代議員の議席については、次に掲げる区分ごとに、議長が指定する。

区分名	その区分に属する医師会名
中 央	札幌市、江別、石狩、千歳、恵庭市、北広島
道 南	函館市、渡島、桧山、北部桧山
後 志	小樽市、寿都、羊蹄、岩内古宇郡、余市
日 胆	室蘭市、胆振西部、苫小牧市、日高
空 知	岩見沢市、空知南部、夕張市、三笠市、美唄市、空知、滝川市、赤平市、芦別市
道 北	旭川市、深川、富良野、上川郡中央、上川北部、留萌、宗谷
北 見	北見、紋別、遠軽、美幌、網走
道 東	帯広市、十勝、釧路市、根室市外三郡
医 育	北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学

2 議席には、番号札を設ける。

(代議員会の開閉)

第5条 代議員会の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 代議員会の開会は、議長の指示により、号鈴で報ずる。

(定足数の確認その他の措置)

第6条 議長は、開会の宣言をした後、出席代議員が定足数に達していることを確認したときは、開議を宣告する。ただし、出席代議員が定足数に達していないときは、休憩を宣告する。

2 前項により相当時間の休憩をしても、なお出席代議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告する。議長は会長と協議の上、あらためて代議員会の招集を求めることができる。

(会議中の定足数の欠如)

第7条 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、代議員の退席を制止し、又は議場外の代議員の出席を求めることができる。

2 議長は、会議中に定足数を欠くに至ったと認めるときは、休憩又は延会を宣告することができる。

第2章 議 事

(議事運営委員会の設置)

第8条 会議の円滑な運営をはかるため、議事運営委員会を設ける。

2 議事運営委員会に関する規則は、別に定める。

(議題の順序及び宣告)

第9条 議題の順序及び分合は、会長の意見を聞き議長が定める。

2 議長は、会議に付する案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

(代議員の発言)

第 11 条 代議員は、会務全般について質問し、又は意見を述べることができる。

(小委員会)

第 12 条 議案につき審議の慎重を期するため、又は文案の起草を要するため、必要な場合は委員会を設け、これに付託することができる。

(付託案件の報告)

第 13 条 議長は、委員会に付託した案件の審議がおわったときは、これを議題とし、委員長からその経過及び結果の報告を求める。

2 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(委員長報告に対する質問、討論及び採決)

第 14 条 代議員は、委員長報告に対し、委員長に質問することができる。

2 議長は、前項の質問がおわったときは、討論に付し、その後採決に付する。ただし、議長が討論の必要がないと認めるときは、討論を経ないで直ちに採決することができる。

(議事の定足数及び議決数)

第 15 条 代議員会の議事は、定款第 26 条の定めるところによる。

(一事不再議)

第 16 条 代議員会で議決された案件については、同一会期中は再び提出することができない。

第 3 章 発 言

(発言の許可等)

第 17 条 会議における発言は、挙手して議長を呼び、自己の議席番号又は氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。ただし、2 人以上が発言を求めたときは、議長が先挙手者と認めた者から発言を許可する。

(発言の通告等)

第 18 条 提出議案又は会務に関してあらかじめ質問又は討論をしようとする代議員は、事

前に議長に発言通告書を提出しなければならない。

2 発言通告書には、質問又は討論の要旨を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位にあたっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、通告はその効力を失う。

(議長の議席での発言)

第 19 条 議長が代議員として発言しようとするときは、副議長を議長席につかせ、議席において発言しなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決がおわるまでは、議長席に復することはできない。

(発言回数の制限)

第 20 条 質問は、同一代議員につき、同一議題について 2 回を超えることができない。ただし、特に、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(発言時間の制限)

第 21 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。

2 前項により発言時間を制限した場合に、代議員の発言がその制限時間を超えたときは、議長は、注意を重ねた後、発言の中止を命ずることができる。

(関連ない発言禁止)

第 22 条 一議題の審議が未だ終わらないうちに他の議題につき発言することはできない。ただし、議事進行に関する動議、議事の手続、採決の方法及び会議の休憩等先決の動議については、この限りでない。

第 4 章 採 決

(採決の宣言)

第 23 条 議長が採決しようとするときは、採決に付する議案、又は動議の種類を宣告しなければならない。

2 議長が採決の宣言をした後は、何びとも議題について発言することができない。ただし、採決の方法についての発言は、この限りでない。

(不在代議員)

第 24 条 採決宣言の際、議場にいない代議員は、採決に加わることができない。

(採決の方法)

第 25 条 採決は、原則として起立又は挙手により、議長は、その多少を認定し、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申し立てがあったときは、議長は、投票により採決しなければならない。

(記名投票又は無記名投票による採決)

第 26 条 議長が必要であると認めるとき、又は出席代議員の 5 分の 1 以上のものから要求があるときは、議長は、会議に諮って記名投票、又は無記名投票を決し、採決しなければならない。

(採決訂正の禁止)

第 27 条 代議員は、自己の採決の訂正を求めることはできない。

(異議申立の場合の採決)

第 28 条 議長は、議案について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席代議員の 5 分の 1 以上のものから異議の申し立てがあるときは、議長は、起立又は挙手の方法で採決しなければならない。

(修正案の採決)

第 29 条 修正案は、原案より先に採決しなければならない。

2 修正案が数件あるときは、議長が採決の順序を決める。その順序は、原案に遠いものから先にする。

(再修正案の提出)

第 30 条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得ることができなかったときは、委員会を設け、更に修正案を提出させることができる。

第5章 議案及び動議

(議案の提出)

第31条 代議員は、代議員会の議決すべき案件につき、代議員会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

2 前項の規定による議案の提出は、案を具え理由を付し、発議者のほかに2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第32条 代議員が提出する動議は、発議者のほか、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。ただし、議事進行に関する動議は、この限りでない。

(案件の委員会付託)

第33条 議長は、必要があると認めるときは会議に諮り、委員会を設け案件を付託することができる。

第6章 委員会

(代議員会設置の委員会)

第34条 定款第56条の規定に基づき、設置される委員会に関しては、本章の定めるところによる。

(委員会の任務)

第35条 委員会は、代議員会の議決により付託された案件を審議する。

(委員の選出)

第36条 委員会の委員は、議長の指名、又は代議員の互選によるものとする。

(委員長及び副委員長の選出)

第37条 委員会は、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において委員が互選する。

(委員長の任務)

第 38 条 委員長は、委員会の秩序を保持し、議事を整理し、議事の経過及び結果を代議員会に報告しなければならない。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

3 委員会は、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第 39 条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(会議中の委員会の開催禁止)

第 40 条 委員会は、代議員会の会議中は開くことができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(閉会中の継続審議)

第 41 条 委員会は、これに付託された案件については、代議員会の議決を得れば、閉会中もなお継続して審議することができる。その結果については、次期の代議員会に報告しなければならない。

(委員外代議員等の出席発言)

第 42 条 委員会は、審議の案件について必要があると認めるときは、委員でない代議員等の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(役員等の出席発言)

第 43 条 委員会は、審議の案件について必要があると認めるときは、役員等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の修正案の提出)

第 44 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ、その案を委員長に提出しなければならない。

(案件発議者の出席発言)

第 45 条 委員会に付託された案件の発議者は、委員会に出席して意見を述べるができる。ただし、その採決に加わることはできない。

(議長及び副議長の出席発言)

第 46 条 議長及び副議長は、委員会に出席し、意見を述べるができる。ただし、採決に加わることはできない。

第 7 章 規 律

(品位の尊重及び規律の遵守)

第 47 条 代議員は、代議員会の品位を重んじ、規律を守らなければならない。

第 8 章 議事録

(議事録の作成)

第 48 条 議長は、代議員会の会期ごとに、議事録を作成しなければならない。

(議事録署名人)

第 49 条 議長は、開会の始めにおいて、議事録に署名する 2 人の代議員を指名しなければならない。

(議事録記載事項)

第 50 条 議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 代議員会の番号、定時及び臨時の別
- (2) 開催の年月日並びに開会及び閉会に関する事項
- (3) 出席代議員及び役員等の氏名
- (4) 議長及び役員の報告事項
- (5) 会議に付した議案の題目
- (6) 議題となった動議及び動議者の氏名
- (7) 議事経過の要旨
- (8) 決議事項
- (9) 可否の数を計算した場合の数

(10) その他、議長において必要と認めた事項

(議事録の署名)

第 51 条 議事録には、議長及び議事録署名代議員が、その正確であるかを検し、これに署名捺印する。

第 9 章 補 則

(議事規則の改正)

第 52 条 この規則を改正しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

この議事規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。